

運 免 第 1 1 0 0 号
令 和 3 年 3 月 3 日

交 通 部 内 所 属 長 殿
各 警 察 署 長

交 通 部 長

災害により運転免許証又は運転経歴証明書を紛失した者の再交付手数料を免除する場合の留意事項等について

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成12年3月青森県条例第101号）第5条第2号に基づく運転免許証再交付手数料等の免除に関する事務手続及び留意事項については「災害により運転免許証又は運転経歴証明書を紛失した者の再交付手数料を免除する場合の留意事項等について（平成28年11月7日付け青警本運免第868号。以下「旧通達」という。）」に基づき運用されているところであるが、この度、様式の押印を省略するなどの見直しを行い、下記のとおり運用することとしたので、所属職員に周知徹底し、対応に誤りのないようになされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 手数料を免除する被災者の決定等

手数料の免除となる災害については、発生の都度、その災害の規模等から個別に検討して決定し、その旨通知するので誤りのないようにすること。

2 手数料免除に係る事務手続

(1) 提出書類

ア 運転免許証及び運転経歴証明書に係る再交付申請書（以下「申請書」という。）及びり災証明書とする。ただし、り災証明書を提出できない者については、てん末書（別添1）に「紛失（り災）等年月日」、「紛失（り災）等場所」、「紛失（り災）の状況」及び「他の被害がある場合はその程度（家屋全壊等）」を記載させること。

なお、り災証明書は、他の行政手続等にも使用できることから、写しを申請書に添付し、原本は返却すること。

イ 本人確認書類

健康保険証、パスポート等の本人確認書類とする。ただし、本人確認書類の提示は法令に基づく義務ではないことから、本人確認書類がないことを理由として不受理とすることがないよう留意すること。

また、本人確認書類がない場合であっても、質問等により本人確認を実施す

ること。

(2) 手数料を免除した旨の申請書への記載（記録化）

手数料を免除した場合は、申請書の欄外に「災害・手数料免除」と赤字で明示し記録すること。

3 手数料の還付に係る事務手続

前記1(1)の手数料を免除する被災者に係る通知は可能な限り早期に行うが、この通知前になされた申請については手数料を徴収することとなる。

このため、手数料を免除することが可能であったと認められる者から、通知前の申請に係る手数料の還付請求があった場合は、次のとおり対応し、速やかに関係書類を運転免許課に送付すること。

(1) 提出書類

ア 別添2「青森県証紙誤過納還付請求書」

イ 再交付を受けた運転免許証の写し（表裏）

ウ り災証明書（り災証明書がない場合はてん末書）。ただし、再交付の申請時に作成したてん末書（再交付申請時に提出したもの）により被災者であることが確認できた場合の提出は不要とする。

エ その他

振込先口座及び口座名義人（カタカナ表記）が確認できるよう、通帳の表紙及びカタカナ表記が記載されている部分の写しを提出させるよう努めること。

(2) 提出書類受理に当たっての留意事項

ア 提出書類の内容等の確認

(ア) 請求額に誤りはないか。

(イ) 提出書類に記載漏れがないか。

(ウ) 還付金の振込先は、申請者本人名義の口座であるか。

(エ) 振込先口座番号に誤りがないか。

(オ) 申請者の連絡先電話番号に誤りはないか。

イ 教示事項

(ア) 還付金は、手数料を納付した月のおおむね2月後に振り込まれること。

(イ) 還付に係る事務は、原則として運転免許課で行うことから、追って、運転免許課から確認の連絡があるかもしれないこと。

4 留意事項

(1) 被災者支援として重要なものであることの理解

運転免許証は、自動車等を運転するために必要であるとともに、我が国では最も身近な本人確認書類であり、また、運転経歴証明書は、運転免許証を返納した者にとって運転免許証に代わる本人確認書類であることから、災害によってこれらを紛失等した場合は、被災者にとっては、運転ができないばかりか、生活再建に必要な金融、行政手続にも支障を来すこととなる。

このため、このような被災者を支援する一環として、手数料を免除することができることとしたものであることを理解すること。

(2) 被災者に配慮した誠実な対応

手数料の免除に係る事務に際しては、対象者が被災者であることを深く認識し、丁寧な応接、言葉遣いに特段の配慮をすること。

(3) 対応窓口の一本化

既に徴収した手数料の還付事務は、原則として運転免許課が行うが、手数料の還付を申請するため警察署に来署した場合は、対応窓口を一本化するため、運転免許課からの指示を受け、手数料還付の手続をとることとし、たらい回しは厳に慎むこと。

(4) 免許証再交付申請時における本人確認の徹底

手数料を免除する場合であっても、本人確認手続を簡略化できるものではない。災害に乗じて運転免許証の不正取得を企てる者もあることに留意し、定められた手続は確実に履行すること。

(5) 効果的な広報の実施

手数料の免除について、被災状況等を踏まえた上で、適切な時期や方法により、効果的な広報を実施して、被災者への周知を図ること。

(6) 教養、引継の徹底

災害がいつ発生するのかは予測できないが、災害発生時における担当者の理解不足等による手続の遅滞、免除できる手数料を免除しない等の不適切な対応は、被災者の生活再建に著しく支障を及ぼすこととなる。

このため、職員に対する教養及び事務引継を徹底し、不適切事案の防止に万全を期すること。

担当 運転免許課企画係

別添 1

年 月 日

青森県警察本部長 殿

住所

氏名

て ん 末 書

私は、 年 月 日発生の により、下記のとおり
被災したことに相違ありません。

記

紛失（り災）等年月日	年 月 日
紛失（り災）等場所	
紛失（り災）の状況	
他の被害がある場合は その程度(家屋全壊等)	

年 月 日

青森県警察本部長 殿

住所

(カタカナ)

氏名

青森県証紙誤過納還付請求書

下記のとおり還付してください。

還付請求金額 ¥ _____

記

1. 証紙を納付した理由

- 運転免許証再交付手数料として納付
- 仮運転免許証再交付手数料として納付
- 運転経歴証明書再交付手数料として納付

2. 還付を必要とする理由

納付した手数料は、「青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例」第5条第2項の規定が適用されることから、還付が必要となります。

電話番号	
金融機関名	
支店名	
口座番号	(普通)
カタカナ 口座名義